

# 宮城南部地域森林計画変更計画

(宮城南部森林計画区)

令和2年12月策定  
令和3年12月変更(第一次)

計画期間

自	令和	3年	4月	1日
至	令和	13年	3月	31日

宮 城 県



この地域森林計画変更計画は、森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、宮城南部地域森林計画の「Ⅲ 計画事項」の一部を次のとおり変更するものである。なお、この変更計画は、令和4年4月1日から適用する。

#### 変更計画のあらまし

- 地域森林計画の樹立のない年は、計画対象森林の異動に伴う変更事項等について、変更計画を作成しています。
- 今年度は、森林面積の異動等により、「第1 計画の対象とする森林の区域」「第3 森林整備に関する事項」「第4 森林の保全に関する事項」「第6 計画量等」について変更しました。

#### 復興整備計画に係る地域森林計画区域の変更について

- 東日本大震災復興特別区域法では、復興整備計画に記載された事業が計画対象森林に係る場合、その箇所を計画対象森林から除外する旨を復興整備計画に記載して公表することにより、地域森林計画が変更され当該個所が計画対象森林から除外されたものと見なす特例が定められています。
- 令和3年度中の特例適用分については、今後の地域森林計画の変更の際に反映しますので、それまでの間は、地域森林計画書と関係する復興整備計画書を併せて備え付けることとします。

## 目 次

### Ⅲ 計 画 事 項

第1 計画の対象とする森林の区域	1
第3 森林の整備に関する事項	
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	2
2 造林に関する事項	
(1) 人工造林に関する指針	3
(2) 天然更新に関する指針	3
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	4
3 保育及び間伐に関する事項	
(2) 保育の標準的な方法に関する指針	5
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	6
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	
(1) 林道（林道専用道を含む）の開設及び改良に関する基本的な考え方	7
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	7
(5) 林産物の搬出方法等	7
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施，森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	
(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	9
第4 森林の保全に関する事項	
1 森林の土地の保全に関する事項	
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	10
2 保安施設に関する事項	
(3) 治山事業の実施に関する方針	10
第6 計画量等	
1 伐採立木材積	11
2 間伐面積	11
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	11
4 林道の開設及び拡張に関する計画	12
(2) 林道の拡張	12
5 保安林整備及び治山事業に関する計画	14
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	14

□ 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等	14
(3) 実施すべき治山事業の数量	15

(附) 参考資料

2 森林の現況（地域森林計画対象森林）	
(1) 齢級別森林資源表	16
(2) 制限林普通林別森林資源表	18
(3) 市町村別森林資源表	20
(4) 所有形態別森林資源表	22
4 林地の異動状況（地域森林計画対象森林）	24
6 その他	
(3) 持続的伐採可能量	26



## Ⅲ 計画事項

### Ⅲ 計 画 事 項

#### 第 1 計画の対象とする森林の区域

計画の対象とする森林は、森林計画図\*において表示する区域内の私有林とし、市町村別の面積は次のとおりである。

なお、この区域内の森林は、森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項に基づく開発行為の許可(保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法(昭和31年法律第101号)第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。)、森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出及び森林法第10条の8第1項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出等(保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。)の対象となる。

(単位 面積 : ha)

区 分		変更後面積	変更前面積	比較増減
計 画 区 総 数		107,464.08	107,534.15	△ 70.07
大河原地方振興事務所管内	白 石 市	15,153.98	15,109.96	44.02
	角 田 市	5,529.27	5,530.10	△ 0.83
	蔵 王 町	5,185.41	5,185.31	0.10
	七ヶ宿町	8,714.93	8,714.79	0.14
	大河原町	701.97	701.97	-
	村 田 町	3,745.79	3,746.68	△ 0.89
	柴 田 町	1,848.76	1,848.75	0.01
	川 崎 町	12,542.37	12,529.58	12.79
	丸 森 町	16,695.20	16,694.13	1.07
	計	70,117.68	70,061.27	56.41
仙台地方振興事務所管内	仙 台 市	25,365.09	25,432.04	△ 66.95
	青 葉 区	10,800.17	10,815.48	△ 15.31
	宮 城 野 区	321.23	322.36	△ 1.13
	若 林 区	103.44	109.18	△ 5.74
	太 白 区	8,269.80	8,270.71	△ 0.91
	泉 区	5,870.45	5,914.31	△ 43.86
	塩 竈 市	228.04	228.04	-
	名 取 市	2,648.88	2,645.07	3.81
	多 賀 城 市	32.51	32.51	-
	岩 沼 市	1,246.41	1,245.94	0.47
	亘 理 町	1,023.51	1,024.41	△ 0.90
	山 元 町	1,970.84	1,978.74	△ 7.90
	松 島 町	2,547.52	2,603.83	△ 56.31
	七ヶ浜町	181.41	179.77	1.64
	利 府 町	2,102.19	2,102.53	△ 0.34
	計	37,346.40	37,472.88	△ 126.48

\* 森林計画図 : 5,000分の1の地形図に、森林所有者、樹種、林齢ごとの区画線を入れた図面。

(注) 森林計画図は、宮城県林業振興課ホームページにて公開しているほか、宮城県庁林業振興課及び大河原・仙台的各地方振興事務所に配備している。



### 第3 森林の整備に関する事項

#### 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

##### (1) 立木竹の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、森林の有する多面的な機能の維持増進を図るために、立地条件、既往の施業体系、樹種の特長、木材需要構造、森林の構成等を勘案しながら、立木の伐採（主伐）を行う際の規範として市町村森林整備計画において定められるが、この際、森林の生物多様性の保全、伐採跡地の連続性の回避、伐採後の適確な更新の確保、保護樹帯の設置等について、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえた方法とする。また、人工林の主伐は樹種ごとの生産目標に対応する直径（胸高直径）に達した時期に行うものとし、スギ（中仕立）の主伐時期の目安は下表のとおりとする。

なお、天然林の伐採は、天然更新が確実な林分又は人工造林によって森林生産力の増大が相当程度期待される森林について実施する。

主伐時期の目安

樹種	生産目標	胸高直径 (cm)	主伐時期の目安 (年)
スギ	一般小径材	23	35
	一般中径材	28	50
	大径材	34	70

## 2 造林に関する事項

### (1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととし、次のような指針のもとに、市町村森林整備計画において規範を定めることとする。

#### イ 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林の対象樹種は、適地適木に配慮しながら自然条件や造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して選定するものであり、選択の規範は市町村森林整備計画において定められるが、人工造林の対象樹種を定めるに当たっては、地域の自然条件とそれぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向等を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めるとともに、多様な森林の整備及び保全を図る観点から、そのような考え方に当てはまる範囲内で、広葉樹等の郷土樹種を含め幅広い樹種の選定が行われるよう留意するものとする。

なお、標準的な樹種を例示すれば、スギ、ヒノキ、アカマツ、クヌギ、ミズキ及びケヤキ等を主体とする。また、苗木を選定する際は、成長に優れた苗木や少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木の導入の確保を図るため、その増加に努める。

#### ロ 人工造林の標準的な方法に関する指針

森林の確実な更新を図るための造林の標準的な方法については、造林を行う際の規範として市町村森林整備計画において定められるが、この場合、地域の自然条件とそれぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向等を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる範囲の本数を定めるものとするほか、多様な森林の整備及び保全を図る観点から、そのような範囲内において多様な施業体系や生産目標を想定した幅広い植栽本数の定めが行われるよう留意するとともに、コンテナ苗の活用や伐採から再造林までの一貫作業システム、低密度植栽の導入による、造林の低コスト化に努めるものとする。

### (2) 天然更新に関する指針

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととし、次のような指針のもとに、市町村森林整備計画において天然更新の方法について規範を定めることとする。

#### イ 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種は、適地適木に配慮しながら自然条件や周辺の環境等を勘案して選定するものであり、その規範は市町村森林整備計画において定められるが、天然更新の対象樹種を定めるに当たっては、地域の自然条件とともに施業技術の動向等を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めるものとする。

なお、標準的な樹種を例示すれば、コナラ、クリ及びサクラ等を主体とする。

#### ロ 天然更新の標準的な方法に関する指針

天然更新における期待成立本数，更新すべき本数，更新補助作業の方法，更新調査の方法は，（附）参考資料6（1）の天然更新完了基準で定める。

なお，ぼう芽更新については，ぼう芽<sup>\*2</sup>の優劣が明らかとなる3年目ごろ（伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して，3年を経過する前後）に，根又は地際部から発生しているぼう芽を1株当たり3～5本仕立てを目安として整理を行う。

人工林を伐採したあとの更新のうち，植栽によらない更新を図るものは，更新予定地及びその周囲に種子を供給する母樹がある場合とし，天然下種による速やかな更新を図るため，更新予定地の適切な環境整備を行うものとする。

#### ハ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

天然更新をすべき期間は，伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して，5年を経過する日までとする。更新状況について天然更新完了基準に基づく調査を行い，更新が完了していない場合は，植栽又は追加的な更新補助作業を実施し，確実な更新を図るものとする。

#### (3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

天然稚樹の生育状況，母樹の保存，種子の結実，当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況等を鑑みて，確実な天然更新が期待されない森林については，植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として市町村森林整備計画において個々にその森林を特定するとともに「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）に示す設定例を基本に，基準を定める。

### 3 間伐及び保育に関する基本的事項

#### (2) 保育の標準的な方法に関する指針

保育の標準的な方法は、森林の保育作業を行う際の規範として市町村森林整備計画において定められるが、立木の成長の促進及び林分の健全化を図るために実施する標準的な保育（下刈り、除伐\*・つる切り、枝打ち）の時期、回数、作業方法は下表のとおりである。

下刈りの標準的な実施年齢

樹種	実施年齢															備考	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15		
スギ	○	◎	◎	○	○	○											○：1回刈り
ヒノキ	○	◎	◎	○	○	○											◎：2回刈り
アカマツ	○	◎	○	○	○												

※作業の省力化・効率化に留意し、必要に応じて回数の削減を検討する。

## 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### (2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

#### イ 区域の設定の基準

森林の立地条件、森林の機能の評価区分及び本書Ⅲ第2の森林の整備及び保全に関する基本的な事項を参考にし、森林の構成・森林の有する機能・林道の整備状況・社会的要請等を勘案し、設定する。また、林道からの距離や傾斜、地位級、人工林率等を基準に、この区域の中から特に効率的な施業が可能な森林の区域を設定する。

#### ロ 森林施業の方法に関する指針

再生可能な資源としての重要性が高まりつつある木材等林産物を、持続的、安定的、かつ効率的に供給する観点から森林整備を推進する。この区域の森林については、地形、土壌等の自然条件や森林構成、木材の需要動向を考慮し、形質の良好な木材を安定的に生産するとともに、森林の健全性を確保し、生産目標に応じた林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等の森林整備を推進する。

具体的には、伐採に当たっては、適切な伐区<sup>\*1</sup>の形状、保護樹帯<sup>\*2</sup>の設置等に配慮するとともに、伐採跡地については、自然的条件や森林を構成している樹種に応じて、人工造林又は天然更新<sup>\*3</sup>を実施する。特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行う。また、効率的に森林整備を推進するため、施業の集約化や機械化に配慮するとともに、木材等の搬出及び森林の管理に不可欠な林道等の基盤整備を図る。

---

\*1 伐区：一団の伐採の区域

\*2 保護樹帯：造林木を寒風害等から保護するため設けられた帯状の森林

\*3 天然更新：天然の力によって次の世代の樹木を発生させる方法で、種子が自然に落下、発芽して成長する場合と、木の切株から発芽して成長する場合がある。

## 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

### (1) 林道等（林業専用道を含む。以下同じ）の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道<sup>\*1</sup>等の開設及び改良については、本書Ⅲ第2に定める森林の整備及び保全の目標の実現を図るため、林道網の骨格となる林道及び森林施業の効率的な実施に必要な林道及び林業専用道<sup>\*2</sup>等の計画的な整備を推進するとともに、自然条件や社会的条件がよく、将来に渡り持続的に維持・管理を行う森林などを主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。特に、林道の開設に当たっては、災害の激甚化や走行車両の大型化、未利用材の収集運搬の効率化に対応し、河川沿いを避けた尾根寄りの地形選択、余裕のある幅員や土場・排水施設の適切な設置等を推進する。また、既設林道の改築改良に当たっては、走行車両の大型化等に対応できるよう、曲線部の拡幅や排水施設の機能強化など質的な向上を図る。

区分	路線数	延長
基幹路網	244	492
うち林業専用道	-	-

### (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

林道等路網については、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両を想定する「林業専用道」、集材や造林等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道<sup>\*3</sup>」からなるものとする。その開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等自然条件、事業量のまとまり等地域の特性の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進する。

その際、高性能林業機械開発の進展状況等も考慮しながら、次の傾斜区分ごとの路網密度を目安に、傾斜区分と導入を図る作業システムに応じた目指すべき路網整備の水準を踏まえつつ、林道（林業専用道を含む）及び森林作業道を適切に組み合わせて開設することとする。

#### 路網密度の水準

区分	作業システム	路網密度(m/ha)	
			基幹路網
緩傾斜地(0°～15°)	車両系作業システム	110 以上	35 以上
	架線系作業システム	25 以上	25 以上
中傾斜地(15°～30°)	車両系作業システム	85 以上	25 以上
	架線系作業システム	25 以上	25 以上
急傾斜地(30°～35°)	車両系作業システム	60<50> 以上	15 以上
	架線系作業システム	20<15> 以上	15 以上
急峻地(35°～)	架線系作業システム	5 以上	5 以上

※「架線系作業システム」とは、林内に架線したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り下げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

※「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

※「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

### (5) 林産物の搬出方法等

#### イ 林産物の搬出方法

林産物の搬出については、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えつつ、効率性を確保するよう、傾斜等の地形、地質、土壌等の条件に応じた適切な方法により行う。

□ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

イを踏まえ、制限林以外の森林であって、地形、地質、土壌等の関係から判断して搬出方法を特定しなければ土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、森林の更新に支障を生ずると認められる森林は、本計画区においては該当しない。

- 
- \* 1 林道：森林の内外に通じ、森林の管理及び林産物の搬出等のために作られた自動車道で、林道規程により設計・施工され、林道台帳により管理されている。
  - \* 2 林業専用道：林道を補完し、森林作業道と組み合わせて森林施業等に供する自動車道で、10tトラック等に対応した規格・構造となっており、台帳により管理されている。
  - \* 3 森林作業道：森林の中で、林産物の搬出及び資材の運搬等のために作られた簡易な自動車道。地形に沿って繰り返しの使用に耐える丈夫な構造となっている。

## 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施，森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

### (3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

#### イ 林業事業体の体質強化

長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体及び林業事業体の育成に向けて，ICTを活用した生産管理手法の導入や事業量の安定的確保，生産性の向上など事業の合理化などによる経営基盤や経営力の強化等を一体的かつ総合的に推進する。

#### ロ 林業就業者の養成・確保

林業就業者の通年雇用化や社会保険の加入促進，技能等の客観的評価の促進等を図るとともに，社会保険等への加入促進など就労条件の改善，労働安全衛生の確保等に努める。

また，林業就業者に対して段階的・体系的研修により「キャリア形成支援」を行い，間伐や道づくりを効率的に行える現場技能者としての育成に努める。

一方，新規就業の円滑化を図るため，就業希望者等を対象とした技能・技術研修等を実施するなど，「林業労働力確保支援センター<sup>\*1</sup>」を中心として林業関係団体等が密接に連携し，林業への就業の促進を図る。

---

\*1 林業労働力確保支援センター：林業への就業希望者の相談，林業従事者の技能研修の実施など，林業労働力の確保・育成の事業を実施する団体



## 第4 森林の保全に関する事項

### 1 森林の土地の保全に関する事項

#### (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

森林の土地の形質の変更に当たっては、森林の適正な保全と利用の調和に留意するものとする。

なお、地域の水源として依存度の高い森林や良好な自然環境を形成する森林等で、居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林については、他用途への転用は極力避ける。また、土砂流出、土砂崩壊、水害等の防止、地域における水資源の確保及び環境の保全を図るため、その態様等に応じ、土留工等の防災施設及び貯水池等を適正に配置する。太陽光発電施設の設置を行う際には、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得るための取組の実施等に配慮する。

### 2 保安施設に関する事項

#### (3) 治山事業\*4の実施に関する方針

近年頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていること及び山腹崩壊等に伴う流木災害が顕在化していることを踏まえ、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方にたち、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るとともに、計画的に治山施設を整備する。また、流域治水の取組と連携した浸透・保水機能の維持・向上や流木災害リスクを軽減させる流木捕捉式治山ダムの設置、根系の発達を促す間伐等の森林整備、渓流域での危険木の伐採などに取り組むこととする。

なお、東北地方太平洋沖地震に伴う津波により甚大な被害を受けた海岸防災林の整備に当たっては、防潮工、植栽工等について津波に対する被害の軽減効果等を考慮しつつ実施することとする。

---

\*4 治山事業：「保安施設事業」と「地すべり防止工事に関する事業」の総称。

## 第6 計画量等

### 1 伐採立木材積

(単位 材積：千m<sup>3</sup>)

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	<del>2,648</del>	<del>2,261</del>	<del>387</del>	<del>1,590</del>	<del>1,203</del>	<del>387</del>	<del>1,058</del>	<del>1,058</del>	-
	2,530	2,190	340	1,549	1,209	340	981	981	-
前半5か年の計画量	<del>1,456</del>	<del>1,257</del>	<del>199</del>	<del>831</del>	<del>632</del>	<del>199</del>	<del>625</del>	<del>625</del>	-
	1399	1222	177	815	638	177	584	584	

### 2 間伐面積

(単位 面積：ha)

区 分	間伐面積
総 数	<del>17,400</del>
	16,000
前半5か年の計画量	<del>10,300</del>
	9,600

### 3 人工造林及び天然更新別の造林面積

(単位 面積：ha)

区 分	人 工 造 林	天 然 更 新
総 数	<del>5,069</del>	<del>2,284</del>
	5,061	1,904
前半5か年の計画量	<del>2,625</del>	<del>1,177</del>
	2,626	993

(注) 二段書きの上段(取消線付き)は変更前の数値で、下段が変更後の数値。

#### 4 林道の開設又は拡張に関する計画

##### (2) 林道の拡張

(単位 延長：km, 面積：ha)

事務所	市町村	種類	区分	番号	路線名 及び路線数	改良 箇所数	舗装 延長	利用区域面積	前半5か年の計 画箇所	備考
計画区総数		自動車道			50 路線 49 路線	60 61	90.1 88.5	12,979 12,894		
大河原地方振興事務所管内	白石市	自動車道		1	種 の 塚 線	3	2.8	116		法面・排水
		"		2	新 町 線	2	2.0	312		"
		"		3	入 山 線	5	1.0	1,145		"
		"		4	三 沢 線	4	6.0	42		排水
		"		5	小 奥 線	2	1.5	35		"
		"		6	大 清 水 線	3	2.4	117		"
		計				6 路線	19	15.7	1,767	
	蔵王町	自動車道		1	青 麻 山 線	-	12.9	1,365		
		"		2	東 根 ・ 塩 沢 線	-	1.9	35		
		"		3	横 柴 支 線	-	2.2	82		
		計				3 路線	-	17.0	1,482	
	七ヶ宿町	自動車道		1	若 林 線	3	-	529		法面
		"		2	愛 宕 山 線	-	1.0	84		
		"		3	大 谷 地 線	-	0.6	247		
		"		4	白 水 沢 線	1	-	36		橋梁補修
		計				4 路線	4	1.6	896	
	村田町	自動車道		1	カ ケ ス ト ヤ 支 線	1	-	171		幅員拡張
		"		2	真 音 線	1	-	78		"
		計				2 路線	2	-	249	
	柴田町	自動車道		1	東 山 線	-	1.9	46		
		"		2	雨 乞 線	1	4.0	138		法面・排水
		"		3	二 五 田 線	1	0.9	35		幅員拡張
		計				3 路線	2	6.8	219	
	川崎町	自動車道		1	北 沢 線	3	6.5	593		法面・排水
		"		2	砂 見 沢 線	6	0.5	245		"
		計				2 路線	9	7.0	838	
	丸森町	自動車道		1	鷺 の 平 線	1	-	530	○	幅員拡張
		"		2	大 山 線	1	-	143		"
		"		3	北 山 線	1	-	274		"
		"		4	源 太 郎 線	-	2.3	56		
		"		5	後 川 平 線	-	2.4	104		
		"		6	市 子 沢 線	-	1.8	47		
"			7	大 谷 地 線	-	2.2	79			
"			8	川 平 線	1	-	86	○	幅員拡張	
"			9	小 塚 線	-	3.5	237			
"			10	北 沢 2 号 線	-	0.5	46			
"			11	大 高 丸 線	1	-	37		幅員拡張	
"			12	ツ ボ ケ 線	1	-	151		"	
"			13	北 沢 線	1	-	103		"	
"			14	銅 谷 線	1	-	75		"	
"			15	東 山 線	1	-	357		"	
計						16 路線	9	14.3	2,359	
合計	自動車道				36 路線	45	62.4	7,810		

(単位 延長：km, 面積：ha)

仙台地方振興事務所管内	仙台市	自動車道	1	二口線	<del>2</del> 3	10.0	2,734	○	局部・法面・橋梁
		〃	2	熊沢線	2	5.7	785	○	橋梁補修
		〃	3	太刀切定義線	1	4.4	321	○	〃
		〃	4	鎧掛線	1	-	352	○	橋梁
		〃	5	中崎線	1	0.0	307	○	橋梁補修
		〃	6	八ツ森線	1	0.0	37	○	〃
		〃	7	芦見2号線	1	-	48	○	〃
		〃	8	田子線	1	0.0	99		〃
		計			8路線	<del>10</del> 11	20.1	4,683	
	名取市	自動車道	1	樽水線	1	2.5	58	○	橋梁
		計			1路線	1	2.5	58	
	岩沼市	自動車道	1	田中線	1	1.2	151		幅員・橋梁
		〃	2	大師1号線	1	1.4	57		局部
		〃	3	大師2号線	1	0.9	121		〃
		計			3路線	3	3.5	329	
	亶理町	自動車道	1	一ノ坂線	-	<del>1.6</del>	85	⊖	舗装
		計			1路線	-	<del>1.6</del>	85	
	利府町	自動車道	1	内の目線	1	-	14	○	橋梁補修
		計			1路線	1	-	14	
	合計	自動車道			<del>14</del> 路線	15	27.7	5,169	
				13路線	16	26.1	5,084		

(注) 二段書きの上段(取消線付き)は変更前の数値で、下段が変更後の数値。一段書きは変更のないもの。ゴシック体は今回追加するもの。

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

ロ 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

(単位 面積：ha)

指定 解除 別	種 類	森林の所在		面 積		指定又は解除 を必要とする 理 由	備考	
		市 町 村	区 域		うち前半5年分			
解 除	計 画 区 総 数 (解 除)				<del>0.90</del> 0.65	<del>0.90</del> 0.65		
	土砂流出防備 保安林	川 崎 町			<del>0.34</del> 0.00	<del>0.34</del> 0.00	指 定 理 由 の 消 滅	
		大河原地方振興事務所管内 計				<del>0.34</del> 0.00		<del>0.34</del> 0.00
		合 計				<del>0.34</del> 0.00		<del>0.34</del> 0.00
	保 健 保 安 林	仙 台 市			0.02	0.02		
		泉 区			0.02	0.02		
		利 府 町			0.05	0.05		
		仙台地方振興事務所管内 計				0.07		0.07
		合 計				0.07		0.07
	風 致 保 安 林	岩 沼 市			0.03	0.03		
		塩 竈 市			0.43	0.43		
		松 島 町			0.03	0.03		
		七 ヶ 浜 町			0.09	0.09		
		仙台地方振興事務所管内 計				0.58		0.58
		合 計				<del>0.49</del> 0.58		<del>0.49</del> 0.58

(注) 二段書きの上段(取消線付き)は変更前の数値で、下段が変更後の数値。一段書きは変更のないもの。ゴシック体は今回追加するもの。

(3) 実施すべき治山事業の数量

(単位 地区)

森 林 の 所 在		治山事業施行地区数		主な工種	備 考
市 町 村	区 域		うち前半5年分		
計 画 区 総 数		<del>142</del> 152	<del>55</del> 74		
大河原地方振興事務所管内	白 石 市	小原 外	22	<del>2</del> 3	山腹工 外
	角 田 市	島田 外	6	0	森林整備
	蔵 王 町	円田 外	7	3	森林整備
	七ヶ宿町	茂庭道 外	9	<del>1</del> 4	森林整備
	村 田 町	菅生 外	7	0	森林整備
	柴 田 町	入間田 外	7	0	森林整備
	川 崎 町	今宿 外	12	<del>3</del> 4	溪間工 外
	丸 森 町	大内 外	41	<del>22</del> 31	溪間工 外
	計		111	<del>31</del> 45	
仙台地方振興事務所管内	仙 台 市		<del>11</del> 15	<del>7</del> 9	
	青葉区	五ツ森 外	4	<del>2</del> 1	溪間工 外
	宮城野区	北官林 外	<del>1</del> 2	<del>1</del> 2	森林整備
	若林区	南官林 外	<del>1</del> 2	<del>1</del> 2	森林整備
	太白区	鷹の巣西 外	<del>3</del> 5	<del>1</del> 2	溪間工 外
	泉区	ヒザ川 外	2	2	溪間工 外
	塩 竈 市	桂島	1	0	山腹工
	名 取 市	北釜 外	2	1	溪間工 外
	岩 沼 市	雨堤沢 外	<del>3</del> 6	<del>3</del> 6	溪間工 外
	亘 理 町	蛭塚 外	<del>3</del> 4	<del>3</del> 4	森林整備
	山 元 町	坂元 外	<del>5</del> 7	<del>5</del> 4	森林整備 外
	松 島 町	幡谷	1	0	山腹工
	七ヶ浜町	菖蒲田浜 外	4	4	森林整備
	利 府 町	菅野沢	1	1	溪間工
	計		<del>31</del> 41	<del>24</del> 29	

(注) 二段書きの上段(取消線付き)は変更前の数値で、下段が変更後の数値。一段書きは変更のないもの。ゴシック体は今回追加するもの。

## (附) 參考資料







(2) 制限林普通林別森林資源表

区 分		総 数	立 木											
			総 数			人 工 林								
						総 数			育成単層林			育成複層林		
			総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
県総数	面積	282,784.84	273,851.55	155,719.98	118,131.57	150,305.82	147,848.50	2,457.32	149,445.02	147,066.09	2,378.93	860.80	782.41	78.39
	材積	64,828,015	64,828,015	49,200,576	15,627,439	47,463,428	47,210,037	253,391	47,278,384	47,030,128	248,256	185,044	179,909	5,135
	成長量	823,058	823,058	676,971	146,087	669,394	665,105	4,289	665,135	661,053	4,082	4,259	4,052	207
宮城 南部 計画区 総数	面積	107,464.08	103,740.97	49,526.73	54,214.24	48,620.46	47,626.77	993.69	48,386.22	47,404.74	981.48	234.24	222.03	12.21
	材積	22,608,662	22,608,662	15,441,092	7,167,570	15,068,452	14,972,451	96,001	15,023,179	14,927,861	95,318	45,273	44,590	683
	成長量	281,543	281,543	211,590	69,953	210,640	208,916	1,724	209,361	207,667	1,694	1,279	1,249	30
制限林	面積	29,397.59	28,173.12	15,132.75	13,040.37	14,813.15	14,492.40	320.75	14,660.73	14,348.19	312.54	152.42	144.21	8.21
	材積	6,019,814	6,019,814	4,226,424	1,793,390	4,091,415	4,058,439	32,976	4,065,424	4,032,982	32,442	25,991	25,457	534
	成長量	81,553	81,553	65,083	16,470	65,026	64,406	620	64,144	63,543	601	882	863	19
普通林	面積	78,066.49	75,567.85	34,393.98	41,173.87	33,807.31	33,134.37	672.94	33,725.49	33,056.55	668.94	81.82	77.82	4.00
	材積	16,588,848	16,588,848	11,214,668	5,374,180	10,977,037	10,914,012	63,025	10,957,755	10,894,879	62,876	19,282	19,133	149
	成長量	199,990	199,990	146,507	53,483	145,614	144,510	1,104	145,217	144,124	1,093	397	386	11

(単位 面積:ha 材積:立木地はm<sup>3</sup>, 竹林は束 成長量:m<sup>3</sup>)

地												竹林	無立木地		
天然林													総数	伐採跡地	未立木地
総数			育成単層林			育成複層林			天然生林						
総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹				
123,545.73	7,871.48	115,674.25	1,135.85	54.73	1,081.12	17.53	5.72	11.81	122,392.35	7,811.03	114,581.32	1,872.33	7,060.96	2,637.87	4,423.09
17,364,587	1,990,539	15,374,048	131,719	15,405	116,314	2,759	1,277	1,482	17,230,109	1,973,857	15,256,252	2,025,700			
153,664	11,866	141,798	1,729	81	1,648	19	6	13	151,916	11,779	140,137				
55,120.51	1,899.96	53,220.55	137.69	26.35	111.34	2.13	0.62	1.51	54,980.69	1,872.99	53,107.70	844.34	2,878.77	809.91	2,068.86
7,540,210	468,641	7,071,569	21,002	8,503	12,499	392	215	177	7,518,816	459,923	7,058,893	938,100			
70,903	2,674	68,229	193	23	170	3	0	3	70,707	2,651	68,056				
13,359.97	640.35	12,719.62	59.17	20.04	39.13	1.47	0.49	0.98	13,299.33	619.82	12,679.51	59.74	1,164.73	112.57	1,052.16
1,928,399	167,985	1,760,414	12,125	6,889	5,236	251	147	104	1,916,023	160,949	1,755,074	63,640			
16,527	677	15,850	64	2	62	2	-	2	16,461	675	15,786				
41,760.54	1,259.61	40,500.93	78.52	6.31	72.21	0.66	0.13	0.53	41,681.36	1,253.17	40,428.19	784.60	1,714.04	697.34	1,016.70
5,611,811	300,656	5,311,155	8,877	1,614	7,263	141	68	73	5,602,793	298,974	5,303,819	874,460			
54,376	1,997	52,379	129	21	108	1	0	1	54,246	1,976	52,270				





(4) 所有形態別森林資源表

区 分		総 数	立 木											
			総 数			人 工 林								
						総 数			育 成 単 層 林			育 成 複 層 林		
			総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
県総数	面 積	282,784.84	273,851.55	155,719.98	118,131.57	150,305.82	147,848.50	2,457.32	149,445.02	147,066.09	2,378.93	860.80	782.41	78.39
	材 積	64,828,015	64,828,015	49,200,576	15,627,439	47,463,428	47,210,037	253,391	47,278,384	47,030,128	248,256	185,044	179,909	5,135
宮 城 部 南 計 画 区 総 数	面 積	107,464.08	103,740.97	49,526.73	54,214.24	48,620.46	47,626.77	993.69	48,386.22	47,404.74	981.48	234.24	222.03	12.21
	材 積	22,608,662	22,608,662	15,441,092	7,167,570	15,068,452	14,972,451	96,001	15,023,179	14,927,861	95,318	45,273	44,590	683
都 道 府 県 有 林	面 積	3,839.35	3,573.64	2,773.12	800.52	2,766.48	2,667.52	98.96	2,756.83	2,658.00	98.83	9.65	9.52	0.13
	材 積	873,183	873,183	769,382	103,801	751,759	740,666	11,093	748,792	737,702	11,090	2,967	2,964	3
市 町 村 有 林	面 積	10,568.88	9,924.49	6,034.85	3,889.64	6,071.46	5,845.19	226.27	5,954.92	5,729.91	225.01	116.54	115.28	1.26
	材 積	2,102,988	2,102,988	1,584,885	518,103	1,553,277	1,536,568	16,709	1,536,618	1,519,972	16,646	16,659	16,596	63
財 産 区 有 林	面 積	495.35	493.09	394.62	98.47	392.51	390.27	2.24	392.51	390.27	2.24	-	-	-
	材 積	121,953	121,953	110,179	11,774	109,375	109,088	287	109,375	109,088	287	-	-	-
私 有 林	面 積	92,560.50	89,749.75	40,324.14	49,425.61	39,390.01	38,723.79	666.22	39,281.96	38,626.56	655.40	108.05	97.23	10.82
	材 積	19,510,538	19,510,538	12,976,646	6,533,892	12,654,041	12,586,129	67,912	12,628,394	12,561,099	67,295	25,647	25,030	617

(注) 都道府県有林とは都道府県が、市町村有林とは市・特別区・町村及びそれらの組織する組合が、財産区有林とは地方自治法第3編第4章に規定される財産区がそれぞれ森林所有者である森林をいい、私有林とは上記以外の民有林をいう。  
ただし、分収造林契約の場合は、造林者をもって森林所有者とする。

(単位 面積：ha 材積：立木地はm<sup>3</sup>，竹林は束)

地												竹 林	無 立 木 地		
天 然 林													総 数	伐採跡地	未立木地
総 数			育 成 単 層 林			育 成 複 層 林			天 然 生 林						
総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹				
123,545.73	7,871.48	115,674.25	1,135.85	54.73	1,081.12	17.53	5.72	11.81	122,392.35	7,811.03	114,581.32	1,872.33	7,060.96	2,637.87	4,423.09
17,364,587	1,990,539	15,374,048	131,719	15,405	116,314	2,759	1,277	1,482	17,230,109	1,973,857	15,256,252	2,025,700	/		
55,120.51	1,899.96	53,220.55	137.69	26.35	111.34	2.13	0.62	1.51	54,980.69	1,872.99	53,107.70	844.34	2,878.77	809.91	2,068.86
7,540,210	468,641	7,071,569	21,002	8,503	12,499	392	215	177	7,518,816	459,923	7,058,893	938,100	/		
807.16	105.60	701.56	20.84	2.21	18.63	0.49	0.49	-	785.83	102.90	682.93	0.08	265.63	-	265.63
121,424	28,716	92,708	3,051	663	2,388	147	147	-	118,226	27,906	90,320	80	/		
3,853.03	189.66	3,663.37	13.05	2.52	10.53	-	-	-	3,839.98	187.14	3,652.84	10.90	633.49	146.63	486.86
549,711	48,317	501,394	1,467	603	864	-	-	-	548,244	47,714	500,530	11,035	/		
100.58	4.35	96.23	-	-	-	-	-	-	100.58	4.35	96.23	-	2.26	0.36	1.90
12,578	1,091	11,487	-	-	-	-	-	-	12,578	1,091	11,487	-	/		
50,359.74	1,600.35	48,759.39	103.80	21.62	82.18	1.64	0.13	1.51	50,254.30	1,578.60	48,675.70	833.36	1,977.39	662.92	1,314.47
6,856,497	390,517	6,465,980	16,484	7,237	9,247	245	68	177	6,839,768	383,212	6,456,556	926,985	/		

#### 4 林地の異動状況（地域森林計画対象森林）

##### （1）前計画第四次変更時点から1年間の異動状況\*

区 分	森 林 以 外 か ら 森 林 へ の 異 動 （森林の増加）										
	国有林 か ら	原 野 か ら	農 用 地 か ら					新 規	その他	計	
			田	畑	樹園地	草 地	小 計				
県 総 数	54.18	-	-	-	-	-	-	7.30	-	61.48	
宮城南部計画区 総 数	54.18	-	-	-	-	-	-	7.30	-	61.48	
大河原地方振興事務 所管内	白 石 市	54.18	-	-	-	-	-	-	-	54.18	
	角 田 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	蔵 王 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	七ヶ宿町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	大河原町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	村 田 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	柴 田 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	川 崎 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	丸 森 町	-	-	-	-	-	-	-	0.21	-	0.21
	計	54.18	-	-	-	-	-	-	0.21	-	54.39
仙台地方振興事務 所管内	仙 台 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	青葉区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	宮城野区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	若林区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	太白区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	泉 区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	塩 竈 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	名 取 市	-	-	-	-	-	-	-	4.91	-	4.91
	多賀城市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	岩 沼 市	-	-	-	-	-	-	-	0.47	-	0.47
	亘 理 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	山 元 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	松 島 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	七ヶ浜町	-	-	-	-	-	-	-	1.71	-	1.71
	利 府 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計	-	-	-	-	-	-	-	7.09	-	7.09	

\* 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に異動のあったデータに基づく



〔単位 面積：ha〕

森林から森林以外への異動（森林の減少）											差引増減	精度向上による増減	合計
レジャー施設	採石採土	農用地					住宅工場等	道路	その他	計			
		田	畑	樹園地	草地	小計							
0.97	2.24	-	4.93	-	11.39	16.32	237.48	33.35	11.22	301.58	△ 240.10	△ 32.01	△ 272.11
-	2.24	-	4.93	-	3.95	8.88	64.69	1.28	7.38	84.47	△ 22.99	△ 47.08	△ 70.07
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	54.18	△ 10.16	44.02
-	-	-	-	-	-	-	1.25	-	0.05	1.30	△ 1.30	0.47	△ 0.83
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.10	0.10
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.14	0.14
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	2.12	-	-	2.12	△ 2.12	1.23	△ 0.89
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.01	0.01
-	-	-	0.78	-	3.27	4.05	-	-	-	4.05	△ 4.05	16.84	12.79
-	0.26	-	-	-	-	-	-	-	-	0.26	△ 0.05	1.12	1.07
-	0.26	-	0.78	-	3.27	4.05	3.37	-	0.05	7.73	46.66	9.75	56.41
-	-	-	0.30	-	-	0.30	2.96	-	5.08	8.34	△ 8.34	△ 58.61	△ 66.95
-	-	-	-	-	-	-	2.65	-	2.00	4.65	△ 4.65	△ 10.66	△ 15.31
-	-	-	0.30	-	-	0.30	0.11	-	0.27	0.68	△ 0.68	△ 0.45	△ 1.13
-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.00	2.00	△ 2.00	△ 3.74	△ 5.74
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 0.91	△ 0.91
-	-	-	-	-	-	-	0.20	-	0.81	1.01	△ 1.01	△ 42.85	△ 43.86
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	1.00	1.17	2.17	2.74	1.07	3.81
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.47	-	0.47
-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.43	0.43	△ 0.43	△ 0.47	△ 0.90
-	1.98	-	3.85	-	-	3.85	1.03	0.28	0.57	7.71	△ 7.71	△ 0.19	△ 7.90
-	-	-	-	-	-	-	57.33	-	-	57.33	△ 57.33	1.02	△ 56.31
-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.08	0.08	1.63	0.01	1.64
-	-	-	-	-	0.68	0.68	-	-	-	0.68	△ 0.68	0.34	△ 0.34
-	1.98	-	4.15	-	0.68	4.83	61.32	1.28	7.33	76.74	△ 69.65	△ 56.83	△ 126.48

## 6 その他

### (3) 持続的伐採可能量

#### 1 計算の対象

主伐（皆伐）材積の上限の目安の計算対象は、将来にわたって育成単層林を維持すべき森林で、皆伐作業を行う人工林とし、具体的には下記に掲げる森林とする。

- (1) 水源涵養機能維持増進森林のうち、他の公益的機能別施業森林と重複していない森林
- (2) 公益的機能別施業森林以外の森林のうち、木材等生産機能維持増進森林である森林及び官行造林地

#### 2 計算に必要な資料

- (1) 計画区内の計算の対象となる森林の立木材積（森林簿等から求める）
- (2) 市町村森林整備計画における公益的機能別施業森林等ごとの面積  
（国有林においては、国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林等ごとの面積及び官行造林地の面積）
- (3) 樹種別の森林面積
- (4) 地域における樹種ごとの標準伐期齢

#### 3 計算方法

- (1) 主伐（皆伐）上限量の目安の計算は、次により行う。

##### 【主伐（皆伐）上限量の目安の計算式（年間）】

$$E=Zw+(Vw-Vn)/Ta$$

E：伐採（皆伐）材積の目安

Ta：更新期間

Zw：対象森林の期首時の年間成長量

Vw：対象森林の期首時の立木材積

Vn：基準立木材積

（対象森林が伐期齢に達した場合の立木材積の1/2）

なお、Taは対象森林につき定められている伐期齢が同一である森林の面積に当該伐期齢を乗じて得た数値の総和を対象森林の面積で除して得た数値。

また、Vnは対象森林と同一の樹種の単層林が伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積の2分の1に相当する材積。

上記の伐期齢とは、市町村森林整備計画等において、公益的機能別施業森林等における施業の方法として定める伐期齢をいう。

- (2) 再造林率に応じた持続的伐採可能量の計算は、次により行う。

##### 【持続的伐採可能量の計算式（年間）】

$$Ea=E \times A$$

Ea：持続的伐採可能量

A：再造林率

なお、再造林率は、10～100%までの、例えば10%刻み等で設定し算出すること。

第1表

主伐（皆伐）上限量の目安（年間）

単位 材積：千m<sup>3</sup>

主伐（皆伐）上限量の目安（千m <sup>3</sup> ）
425

第2表

持続的伐採可能量（年間）

単位 再造林率：%，材積：千m<sup>3</sup>

再造林率	持続的伐採可能量	間伐立木材積	合計
100	425	117	542
90	382		499
80	340		457
70	297		414
60	255		372
50	212		329
40	170		287
30	127		244
20	85		202
10	42		159





